

平成26年第2回美祢市議会定例会会議録（その4）

平成26年6月26日（木曜日）

1. 出席議員

1番	猶野智和	2番	秋枝秀稔
3番	坪井康男	4番	俵 薫
5番	馬屋原眞一	6番	高木法生
7番	萬代泰生	8番	三好睦子
9番	山中佳子	10番	岩本明央
11番	下井克己	12番	河本芳久
13番	西岡 晃	14番	荒山光広
16番	徳並伍朗	17番	竹岡昌治
18番	岡山 隆	19番	秋山哲朗

2. 欠席議員 1名

15番	村上健二
-----	------

3. 出席した事務局職員

議会事務局長	石田淳司	議会事務局長	大塚 享
議会事務局 企画員	野尻登志枝	係	

4. 説明のため出席した者の職氏名

市長	村田弘司	副市長	林 繁美
総務部長	波佐間 敏	市長統合戦略 局長	篠田洋司
総合政策部長	田辺 剛	市民福祉部長	井上孝志
建設経済部長	西田良平	総合観光部長	藤澤和昭
上下水道事業 局長	松野哲治	総務部長	大野義昭
総務部長	白井栄次	総務課長	細田清治
財政課長	佐々木昭治	税務課長	
総合政策部 企画政策課長		市民福祉部次長	三浦洋介
建設経済部 商工労働課長	河村充展	上下水道事業局 施設課長	矢田部繁範
教育長	永富康文	病院事業管理者	高橋睦夫
代表監査委員	三好輝廣	消防本部長	阿野一俊
美東総合 支所長	倉重郁二	秋芳総合 支所長	奥田源良

教育委員会
事務局次長
病院事業局長
管理部長
消防本部次長

山田悦子
金子彰
松永潤

教育委員会
事務局次長
教育委員会事務局生涯学習課長
スポーツ推進委員長
監査委員局長

末岡竜夫
内藤賢治
小田正幸

5. 付議事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 議案第 2 号 美祢市税条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第 3 号 美祢市鳳鳴地域交流センターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 4 号 美祢市火災予防条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 1 号 平成 26 年度美祢市一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 6 美祢市農業委員会委員の推薦について
- 日程第 7 議員派遣について
- 日程第 8 議員坪井康男君に対する懲罰の件
- 日程第 9 懲罰特別委員会の正・副委員長の氏名報告について
- 日程第 10 会期の延長について

6. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時27分開議

○議長（秋山哲朗君） おはようございます。これより、本日の会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。本日、机上に配付してございますものは、議事日程表（第4号）及び議員派遣一覧表、以上2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしております日程表のとおりでありますので、御協力をお願いいたします。

この際、執行部より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。河村商工労働課長。

○建設経済部商工労働課長（河村充展君） 議長のお許しをいただきましたので、本定例会の初日であります6月10日火曜日に報告させていただきました、報告第5号平成25年度美祢農林開発株式会社の事業報告についての質疑の中で、説明不足の点がございましたので補足説明をさせていただきたいと思っております。

当該報告の中で、幾つかの質疑があったところでございますが、その中の、坪井議員から御質問いただいた平成26年度の野菜活用部門の事業予算の関係でございます。

御質問いただいた内容は、平成25年度の野菜活用部門の決算は800万円の指定管理料を出してもマイナスですよ。平成26年度は指定管理料もないのに純利益430万円も出せますか、というようなことであったと思っております。さらに、もう少し細かく、野菜活用部門の25年度の売り上げは2,491万7,000円、売上原価は3,256万4,000円、逆ざやであり、売れば売るほど赤字ですよ。売上総利益がマイナスなら永遠にだめです、との御指摘をいただいたところでございます。

この回答として、私どもからは、製造原価の占める割合が大きいのは仕入れ額であり、市内取引量の増加により輸送コストが軽減される。また、効率的な労務管理を行うことにより、結果として26年度は約435万円の純利益を見込んでいる、との回答をさせていただきました。

この件について、坪井議員も、この問題についてはこれから1年の話だから、ということで終えられましたが、少し説明不足の点がございましたので、補足説明とい

うことで、黒字化を見込んでいたことについて説明を追加させていただきたいと思
います。

まず、平成25年度決算、これは坪井議員の御指摘いただきましたとおり、当該
部門では指定管理料を含め約388万円の赤字となりました。この点は十分反省し
なければならないことであると認識しております。

そこで、この赤字の原因というものが何であるかということでございます。この
点が説明不足でありました。この点について説明させていただきますが、数字につ
きましては税込みの概数で申しますので、その点は御了承いただきたいと思
います。税抜き概数ということで申し上げます。

まず、平成25年度決算における野菜活用部門の状況について、再度お話をさせ
ていただきます。

売上高、純粋の売上高が2,492万円、これに指定管理料762万円を加え、
総売上高は3,254万円となっております。これに対し、売上原価、野菜部門で
は、当期製品製造原価のみとなりますが、この当期製品製造原価が3,256万円、
結果として売上総利益、いわゆる粗利ですが、こちらがマイナス3万円となっ
ております。そこから販売費及び一般管理費を引くことによりまして営業利益が
出ますが、この営業利益がマイナス411万円、さらにそこから営業外の収支等が
加味され当期純利益となりますが、25年度の決算においてはマイナス388万
円となっております。

以上が、25年度の野菜活用部門の状況でございます。

坪井議員の御指摘は、今申しました売り上げから売上原価を引いた売上総利益の
ところでマイナスになっていたら、売れば売るほど赤字じゃないかということ
でございます。このことについて私どもが申し上げたかったのは、この25年度
の赤字となった原因があります。この原因を解決することにより、黒字化を
目指していきたいということでございます。

この赤字原因でございますが、昨年6月議会においても御説明させていただきました
とおり、新規事業を行う際には、軌道に乗るまでの間、余分な経費を必要と
します。どんな事業においても事業着手時点からすぐに黒字化ということは困
難であると思っております。幾ら事業プランを作成していても、いざ現場が
動き始めると想定できないことも起こります。ある程度は予測しながらそれ
に見合う経費を予算化する

るわけですが、言うなれば、それがこのたびの800万円分であるとお考えいただきたいと思ひますし、そのような御説明をさせていただいたと思ひております。

では、このたびの事業においてどのような経費が発生しているのか申し上げたいと思ひます。

まず、ラインをつくり上げるまでの間に、事業にかかわっていただくスタッフに作業なれしていただく必要がありますし、受注量に対してポジションごとに実際に何人役要るのか見きわめていく必要があります。その後は、どこに誰を張りつけるのが効率的に動くかという効率性を追求していく必要もあります。このような人件費に関する経費が1点。

また、受注量に対しての適切な原材料の見きわめ、わかりやすく言えば、この受注量であれば原材料であるキャベツが100玉、ニンジンが20本あれば無駄がなくなるというような見きわめです。当初はどうしても余分に原材料を下処理してしまい、廃棄処理や無駄な作業を生むこととなります。また、この適切量を見きわめられないと無駄な原材料を仕入れることとなります。原材料にも新鮮さが必要ですから、無駄な物を仕入れてしまい、中には品質的に余りよくない商品が混じり込み、廃棄につながることもあります。そのような適切な原材料の見きわめが2点目。

さらに、原材料仕入れの際の無駄な経費もあります。注文に応じて原材料を集めていく必要がありますが、当初は仕入れ先の情報量が少なく、慌てて単価が高い物を仕入れたり、近くで探し切れず無駄に輸送費をかけてしまうということもあります。加えて、当初は営業活動に必要なサンプル製造も数多く必要となります。こういった経費は全て当期の製品製造原価に含まれております。加えて言えば、平成25年度決算の当期製品製造原価の中には、新規開発事業経費が含まれているということになります。

現在、このような余分な経費となっていたものについては徐々に改善がなされており、スタッフも当初に比べ、短時間で全ての作業を終えることができるようになっていっしやいます。また、仕入れに関する適切な発注や管理、さらには山口美祢農協の御尽力もいただき、市内調達の仕掛け、言いかえれば、当初申しておりました市内の農家の方へ野菜づくりを行っていただき適切な仕入れ単価を設定することで、できるだけ農家の方の所得向上につなげていこうという取り組みもできつつあり、効率的な原材料仕入れの基盤が整備されてきております。

このような事業初年度の反省点をもとに改善されている状況もありますので、私どももこのたびの事業予算については努力目標という観点で捉えているということを申し述べさせていただきました。

私どもも、このたび会社のほうから提出のありました予定損益計算書が現実のものとなるように、しっかりと支援していきたいと考えております。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） また、三好代表監査委員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。三好監査委員。

○代表監査委員（三好輝廣君） 議長のお許しをいただきましたので、発言させていただきます。

私の発言は、去る6月13日の一般質問が始まる前に、議長のお許しをいただき、坪井議員が6月10日の本会議の際、監査委員は職務怠慢であり責任問題であると発言されていまして、このことにつきまして、地方自治法を引用しながら、そんなことはありませんよということで弁明させていただきました。

ところが、坪井議員さんは、あなたの解釈は法律の解釈を全く間違っていますと、こんな法律の解釈を代表監査委員さんの口から出るとは夢にも思いませんでしたと、そして、いつものとおりの自分流の坪井議員の解釈で、代表監査委員さんがこんな珍論奇論をおっしゃるなんて許せませんと、あなたの今の発言を撤回してくださいと言われました。

私は、地方自治法に基づいて、書いてあるとおりのことを申し上げたので、特に私なりの解釈をして話したことでありません。そこで、法律の解釈については、あなたと議論しても仕方がありませんので、法律の専門家に聞いてみますと私は言いました。

そこで、私は、監査委員事務局長に命じまして、この法律の解釈、それから意味について法律の専門家の意見を聞くよう指示いたしました。その結果につきまして、直接担当しました、小田事務局長から報告をさせます。

○議長（秋山哲朗君） 小田監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（小田正幸君） それでは、地方自治法の解釈につきまして、専門家であります市の顧問弁護士である、弁護士法人ラグーン所属の片山弁護士から回答をいただきましたので報告させていただきます。

まず、1点目でございます。監査委員の職務権限についてであります。地方自治法の第199条第7項に、監査委員は必要があると認めるとき監査をすることができると規定してありますが、この解釈についてでございます。

一般に、何々することができるというのは、その権限があるということを規定したものです。しかしながら、その権限を行使するかしないかにつきましては、権限を有する者に裁量があり、法が裁量を認められない場合には、同条第4項の規定のように、何々しなければならない、と規定するはずでありまして、その団体を監査するかどうかは裁量権の逸脱、乱用がない範囲内で監査委員に裁量があるということでございます。

次に、監査執行上の除外についてでございます。地方自治法第199条の2に規定する自己の従事する業務に直接の利害関係のある事件に、監査役が当たるかどうかということでございます。

ある団体の監査役は、当該団体の会計等が適正になされているかを監査することが業務でございます。また、監査委員は、その団体の会計等が監査役の監査が適正になされているかを含めまして、行政の立場から、外部の目を入れて監査しようとするものでございますから、監査役と監査委員を兼ねることは自分で自分の業務の適正を監査することになるため、自己の従事する業務に直接利害関係のある事件として除外されるということであります。

次に、地方自治法第199条の3に規定する代表監査委員の職務権限についてでございます。

監査委員は、教育委員会や選挙管理委員会のような委員会とは異なりまして、委員がそれぞれ独立して権限を行うことができる独任制の機関でございます。しかしながら、必要な場合には監査委員間の合議によらなければならないと規定されていることもございますが、独任制ということは単独で対外的に職務を遂行できるので、誰かを代表にする必要はございませんし、また会社の代表取締役のような代表権が付与された規定はなく、地方自治法第199条の3第2項に規定された権限を有することとなります。したがって、代表監査委員は2名いる監査委員の代表ではなく、監査委員としての職務に加えて監査委員に関する庶務、訴訟に関する事務を処理するなどの権限を有するものであるということでございます。

以上、専門家の法律の解釈につきましての報告を終わらせていただきます。

○議長（秋山哲朗君） 三好代表監査委員。

○代表監査委員（三好輝廣君） ただいま小田事務局長が報告したとおりでありまして、6月13日の私の発言は何ら間違い、問題ありません。したがって、発言の撤回を要求されましたが、その必要もないというふうに考えております。

今後、法律の解釈について、独断と、ほんとと偏見で、自分流の解釈による、相手をやり込めるような発言は慎んでいただきたいと、このように思います。

以上、本日、私の発言は調査結果の報告でありまして、討論、議論するものではありません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと待ってください。今、代表監査委員、監査委員事務局から御発言があったとおり、前回の発言に対しての御報告であると思いますので、これについて何かありますか。ちょっと待ってください。

その前に、あくまでもこの件につきましては、6月10日の本定例会、初日ですね、執行部から提出された報告第5号、これはあくまでも、平成25年度美祢農林開発株式会社の事業報告については、地方自治法の第243条の3第2項の規定に基づき政令に定める様式により提示を受け、当該法人の事業計画及び決算について報告されたものであります。

つきましては、この当該法人に対し市の監査委員が監査をしていないのは裁量権の逸脱、乱用などといったことをこの場で議論するところではありません。

ただいま、小田監査委員事務局長並びに代表監査委員のほうから発言があったとおり、監査委員の権限で監査をされるものであります。今後ですね、必要があれば9月の定例会の一般質問や決算審査特別委員会で議論することだと考えております。

以上です。（「はい」と発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） このことについてですか、今私が言ったとおりです。私の言ったことを理解できませんか。（発言する者あり）

○議長（秋山哲朗君） いや、今、私、このことについては議論しません。

○3番（坪井康男君） どうしてです。

○議長（秋山哲朗君） いや、しません。

○3番（坪井康男君） そりゃ、一方的じゃないですか、議長さん。

○議長（秋山哲朗君） 何が一方的ですか。議論する場では、今……。

○3番（坪井康男君） 一方だけを言わせて、他方を言わせないっていうのは議会民主主義じゃないじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君） 前回の、私はこの場におりませんでした。岡山副議長が私のかわりにこれをやられました。

○3番（坪井康男君） 約束されましたよ。

○議長（秋山哲朗君） 約束したとおりの報告を今されたと思います。

○3番（坪井康男君） だから、これに対しての反論です。

○議長（秋山哲朗君） 反論。

○3番（坪井康男君） 違いますよ。今言われたこと違ってますよ、事実関係の流れが。

○議長（秋山哲朗君） だから、これはあくまでも、今言った、農林開発の事業報告についてのことでありましたから、もしも異論があるならば、今言ったように一般質問でやるか、9月の決算審査特別委員会でやっていただきたいと思います。

○3番（坪井康男君） わかりました。6月10日のことでやる。6月10日の発言で、私は言います。

○議長（秋山哲朗君） あくまでも、6月10日っていうのは、この農林開発株式会社の事業報告についてということですので。

○3番（坪井康男君） じゃあ、事業報告何のためにするの。財政状況を明らかにするためにするんじゃないですか。その財政状況を明らかにするのに、うちの監査委員が何も監査してないっていうのはおかしいじゃない。

○議長（秋山哲朗君） 監査委員を議論する場ではないと私は思っております。

○3番（坪井康男君） 報告の議論です。美祢農林開発の報告の議論です。

○議長（秋山哲朗君） あなたと私の考え方は違うと思います。

○3番（坪井康男君） だから、あなたは発言を妨害されるんです。

○議長（秋山哲朗君） いや、妨害しません。

○3番（坪井康男君） そこまで、議長職権を乱用されるんなら、もう言いません。

○議長（秋山哲朗君） また、乱用という言葉が言われましたね。あなたは、いつもこの本会議場で、他人のこと、そして執行部のことをそういう言葉で言われますけども、ちょっと言葉を謹んでいただきたいと思います。本会議場は、私が……。

○3番（坪井康男君） 職権上の乱用です。

- 議長（秋山哲朗君） 職権乱用。
- 3番（坪井康男君） 反対の発言を許さないって、これ職権乱用じゃないですか。
- 議長（秋山哲朗君） あなたとは、ここで雑談でするつもりはありません。もしもあるなら手を上げて。
- 3番（坪井康男君） 始めた議論です。
- 議長（秋山哲朗君） 物事の道理がわかっておられないような気がします。
- 3番（坪井康男君） どっちがですか。
- 議長（秋山哲朗君） あなたです。
- 3番（坪井康男君） そんな一方的な話ないです。
- 議長（秋山哲朗君） いいですか、わかりましたか。今、私が……。
- 3番（坪井康男君） わかりません。ぜんぜんわからん。
- 議長（秋山哲朗君） わかりました。これ以上あなたと議論するつもりありません。
- 3番（坪井康男君） また妨害されましたね。いいです。
- 議長（秋山哲朗君） この際、竹岡議員より発言の申し出がありましたので、発言を許可いたします。
- 17番（竹岡昌治君） 議長に発言の許可を求めておりました、許可をいただきましたので、去る6月12日のことについて、おわびを兼ねてお話を申し上げたいとこのように思っております。

6月12日、坪井議員の一般質問の時間に、議長の制止も聞かず発言をいたしました。結果として、美祢市議会初めての議場の退席処分を受けました。山口新聞にも出ておりました。退席命令ということで、退席をいたしました。

議事の進行に、私の発言でかなり混乱を招いたと、このように思っております。ここに、心よりおわびを申し上げたいというふうに思っております。

さて、じゃあ、なぜこんな発言をしたかということから御説明をしないとわかりませんと思いますが、坪井議員の一般質問の犯罪被害者等基本法に基づいて、第5条に地方公共団体の責務として地域の状況に応じた施策を策定し、とあるわけであり、坪井議員は、このことから、条例をですね、その地域地域に合った条例をつくったらどうかという質問だったと思います。これに対して、私も被害者の立場から聞いておったんです。

と申しますのは、前半はそういう気持ちで聞いておりましたが、後半、突如、関

連だということで、残念ながら、村田市長の息子さんのことで、無礼発言または人権侵害、そうした家族についての発言は、通常議会ではやらないんです。私も、かつて1期生のときですが、懲罰委員会にかけられかけました。それは、ある人の固有名詞をここで使ったんです。そのために懲罰委員会にかけるぞと言われて、訂正発言をさせられたことがございます。

そうした経験の中で、聞いておりました、余りにも品位を欠く発言だというふうに思いまして、自分のことを重ね合わせながらああいう行動をとらしていただきました。特に市長の家族のことは、これは私がとやかく言うことではありませんけど、議場での発言は控えるべきだということだけは申し添えておきますが。

当日、なぜ私がそういうことになったかと申し上げますと、この犯罪被害者等基本法の第2条に、この法律において犯罪等とは、と、こう書かれてあるんです。ですから、犯罪だけじゃないんです。犯罪等って書いてあります。2条にこの言葉の定義が書かれているんです。これは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう、と、このことから、私は、長年、坪井さんとも裁判で補助参加人として、私はずっと、いい意味でも悪い意味でもおつき合いをさせていただきました。そうした中で、だんだん、実は、私自身が感情的になったのも事実であります。

それはどういうことかという、この坪井さんが起こされた裁判で、実に足がけ8年、議員の資格の無効申し立ても含めて8年ございました。この議員の無効については、また申し上げます。そして、私は、多大な心身に重圧を感じ、そして影響を受けました。それは、時には選挙妨害、たくさんの怪文書も流れました。そして、挙句の果てに、私は商売しておりますから、風評被害で売り上げも半減しました。もともと潰しちゃうという気持ちだったと思うんですが、半減しました。そして、親子関係の不信感も起きました。そうしたことを思って聞いておりましたので、つい感情的になりまして、そういう発言をさせていただきました。

このことにつきましては、議場を、これは、恐らく美祢市議会始まって以来だと思うんですね、退席命令というのは。非常に、議長としても重たい判断だったと思うんです。このことについては、私は責任は感じてはおりますが、しかし、なぜこうなったかということだけは御理解いただきたいということでお話を申し上げます。

ちょうど今から2年前と申しますと、6月議会でございます。平成24年4月

22日に執行されました美祢市議会の一般選挙における当選人無効の申し立てを同年5月1日に坪井議員さんが出されました。美祢市の選挙管理委員会、山口県の選挙管理委員会、さらには広島高等裁判所、最終的には最高裁まで行きまして、結果として坪井議員さんの敗訴であります。そのとき、私は最高裁判所の判決って申し上げたら、事実無根だと、判決じゃないと、決定だとおっしゃるんです。この方特有のやり方ですよ。それで、全部否定されるんです。

このことについては、まだほかに例を挙げて御説明申し上げますが、いずれにしましても、判決文を読む必要はないと思いますが、被告に対して裁判費用、あるいは補助参加人っていうのは私です。被告は市です。今もって坪井さん一銭もお支払いになってないと思います。判決が出て知らんぷり、一言の謝罪もありません。美祢市に対しても当然謝罪すべきです。恐らく、美祢市も1,000万近いお金使ってると思います。私も五百数万使いました。これが、私がさっき申し上げた経済的な制裁も受けたわけではありますが、それは置いておきますね。

平成24年の6月議会の全員協議会で、朝9時32分から4時27分まで、92条の2項に抵触する議員がおるかおらないかということで、喧々諤々、一日議論をいたしました。結果として、議長は、現時点では92条の2に抵触した議員はいないと確認をされました。しかるに、最高裁まで行ったわけですよ。これは、私はいかななものかなというふうに思っております。

それから以後、美祢市の議会は正常な議論が、先ほどもお聞きになったとおりでございます。これは議論の府じゃないと。混乱期に入ったと、私はそう思っております。人を批判したり、あるいは攻撃的な言葉で不適切な言葉、あるいは誤解を招く言葉、差別用語、これが、私が調べた議事録でございます。実に2年間、好き放題やってこられました。こんな議会でいいんでしょうか。

私は、先日、3月の予算委員会だったですかですね、島原に行政視察へ行ったときに、私は予算と行政視察のあり方ということでお尋ねをしたと思うんです。詳しい話は別として、行きしなに、バスの中で、坪井議員さんはお酒飲まれたんです。お酒って言ったらまた言葉尻つかまれるでしょう、缶ビールです、飲まれたんです。私は前の席、坪井さんは斜め後ろです。それがいいか悪いかと、視察はこんなもんじゃないでしょうという問題提起をしたにもかかわらず、私がそのときに夜の懇親会で雰囲気が悪いと言ったら、いいや、雰囲気が違うと、こういう言い方なんです。

しかも、坪井議員さんの論理展開は、公の席で事実と違うことをおっしゃるのかわかりません。その一点だけは厳重に抗議して、訂正してもらいたいと、こういう話なんです。

私は、当然、嫌気が差してその日は帰りました。自分の自費で帰ってきました。そして、こうなんです。それは職務放棄だということで位置づけられました。そして、自分の非は棚に上げて、ほかの人を責めるなんていうのは、私は議員として品格にも劣ると思いますと、一方的ですと。それから、島原のホテルでは、私は夕食のときに何か竹岡議員さんが参加された、雰囲気が悪くなったと、そんな全く事実無根の言葉で、でっち上げですよと、この神聖な場面でおっしゃいました。許しません。私は、この議会がきちんと反応してくださらない場合は、名誉毀損で告訴いたします。議会は、何をしてくれたんですか、私に。結局、私は日当を返還いたしました。そして、職務放棄ということです。恐らく、罰に当たると思います。

しかしながら、私が申し上げたのはそのことじゃないんです。ですが、彼の持論はこうしたやり方なんです。この問題も含めて、名誉毀損で告訴しますと、事実無根のことですよと、この神聖な場面でよくおっしゃると、厚顔無恥という言葉があります、ひど過ぎますよと、こういう発言なんです。

こんなことを2年間ずっと繰り返してきてるんです。私は、こうした議会は早く正常に戻すべきだというふうに思っております。先ほど三好監査委員さんもおっしゃったです。法の解釈にしても、私はおかしいと思います。確かに、坪井議員さんは本当によく勉強もされておられます。でも、その学問を正しく使わないと、中国のことわざで曲学阿世という言葉があるでしょう。首をかしげないでください。いいですか、これは、あなたが2年間やってこられたことを、私は今総括してるんです。

次に、私は、この文書を手に戻ってきました。皆さん、これわかりますか。平成26年3月26日、文責、坪井康男。河村淳様、村田将斗事件の初公判記録、何ですか、この文書は。

しかも、1ページ目の真ん中、いや、2ページ目ですか、筆者、注、筆者はこのことについて被害本人から直接以下のような情報を得ている。こんなね、坪井議員さんは、議会の中、外、本当に私は品位を欠くような行動だというふうに思っております。もともと、私も18年から怪文書っていうのは、いっぱい流していただき

ました。それが、ある知人が坪井さんから直接聞いたんです、竹岡をやっちゃると、おまえ関係あるかと言われたと、僕は黙って帰ってきたと。そして、私から見ると、これは村田市長を陥れる何物でもないと、村田市長の失脚を狙ったんです。なんで、こんな裁判記録が注書きまでついて、これもうかなり劣化しております。読めない字があるんです、いっぱい。何かっていったらコピーのコピーですから劣化したんだろうと思うんです。そうすると、これは回り回って私の手に入ったってことは、河村淳さんに行った文書だけじゃないと思います。相当配られてると思います。ほかの議員さんも持ち歩いて、断られたという話も入っております。

いいですか、そうした、私は、美祢市議会は、今、極めて非常事態だとこのように思っております。きょう、たくさんの市民の方が傍聴に来られておられますが、その皆さんも、恐らく我々議会のていたらくを確かめようと、こういうことだろうと思うんです。

皆、議員の皆さん、いかがですか。我々は、もっと議論の府として前向きな議論をしようじゃありませんか。そして、本来あるべき姿の議会に戻そうじゃありませんか。きょう、みんな膿を出し合って、私はそういうことができることを心から願って発言を終わります。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） やっと発言の御許可をいただきました。

私は、今の竹岡議員さんの私に対する御批判は、そっくりそのまま、のしをつけて竹岡議員さんにお返しをいたします。もう一つ一つ反論するのは、もうばかばかしくなりましたからしません。肝心の要点だけ、二、三、反論させていただきます。

まず、1点目の私が6月12日の一般質問で犯罪被害者等支援条例をつくってくださいませという御提案を申し上げました。これは、既に国のレベルで、先ほど竹岡議員さんもおっしゃったように、犯罪被害者等基本法というのができておまして、こういうものは、それぞれの地方自治体でローカルの状況に合った、つくってください。さらに、当美祢市においては、お聞きいたしましたら、2回にわたって美祢警察署長から市のほうに要請があつてるんですよ。早くこれをつくってくださいませと、そういう公の機関で、市の条例をつくるという方向にある、それを、私は不幸にして事件が起きたわけですから、やっぱりこの美祢市でもつくってくだ

さいませと、こういう提案をいたしました。

この中で、先ほどの竹岡議員さんで、何かとんちんかんなお話をされました。犯罪被害者等支援条例です。犯罪等支援条例じゃないんです。犯罪被害者等っていったら等は何かちゅうと、犯罪に遭われた被害者並びに家族、その関係者のことを言うんですよ、等は。竹岡議員さんは、何か犯罪等というんで、刑事事件の犯罪以外に民事事件の犯罪まで持ち出されて、とんちんかんなお話をおっしゃいます。もう、反論するのばかばかしくてやめますが、竹岡さんの根本的な認識間違って、わざとか故意か過失かは知りません。犯罪被害者等支援条例と言っているのに、犯罪等被害者支援条例って、ほんとばかな話ないです。こんないい加減な話を、この神聖な美祢市議会でおっしゃるなんて、もう気が知れません。

しかも、あれだけ長々と、何分しゃべられましたかね、15分ぐらいでしょうか。御自分の家族のことをおっしゃってるんじゃないですか。一番、議長、あなたがとめなきやいかん話ですよ。それを、なぜあなたはとめられないんです。

それから、先ほどの、もう言いますよ、また竹岡さんがおっしゃったから。あのね、私が代表監査委員さんにお聞きしたのは、10日の日ですよ。それで、三セクが監査の対象になっておりますかと聞いたら、対象になっておりますと、こういう三好代表監査委員さんのお答えですよ。ほいじゃあ、監査されましたかと言ったら、監査してませんと。で、こうおっしゃいましたよ。監査対象範囲は広範囲でありまして、その100%の監査はいたしておりません。たまたまその中で監査対象であるけれど、監査の実施をしていなかったということでございます。特に意識してなかったというわけではありませんが、たまたま数ある中で漏れておったということでございますと、こういう最初の発言でした。私は、ここを問題にしたんです。何も、その後の12日ですか、13日ですか、そのやりとりやないんです。

先ほど、小田監査委員事務局長から話がありましたが、弁護士さんの答えはそのとおりです。私、何の異論も反論もありません。弁護士さんっていうのは、普通は、違法かどうかの観点から法律解釈をします。それは、そのとおりです。何の異論もありません。

ただ、皆さんもうおわかりでしょう。この前、東京都議会で自民党議員さんが何かセクハラ発言をされた。謝ったじゃないですか。あれ、違法ですか。不適切発言だということです。

私が申し上げてるのは、三好代表監査委員さん、あるいは議員選出の、24年までは竹岡さん、それから24年から現在は馬屋原さん、ほかに監査委員がいらっしゃるんです。代表監査委員ができなきゃ、ほかの監査委員にさせればいいじゃないですか。もう全然でたらめです、おやりになってることが。こんな市の不正をたず監査委員さんが、あんないい加減のことをされたら、かないません。たくさんの傍聴の皆さんに申し上げておきます。美祢市ったらこんなていたらくですよ。地方自治体として体をなしていません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） やっぱし、おなじ手法ですよ。話をそらす、そして私のことをとんちんかん、いい加減、ばかな話。皆さん、犯罪被害者等基本法、これも、さっき、僕、曲学と申し上げました。坪井さん、十分知った上でやってるんです。だから許せないんです。

いいですか、第2条に定義っていうのがあるんです。私が読み上げたのは、その定義の1項目ですが、2番目に、この法律において犯罪被害者等とは、犯罪等により害をこうむった者及び家族または遺族をいうと、したがって、犯罪等という言葉は後から出てくるんです。したがって、その犯罪等とは何かという定義があるんです。

それを、あたかもとんちんかんだ、いい加減にしてくださいよ、自分のほうがよっぽどとんちんかんじゃないですか。どうなんですか、坪井さん、本当にこのことをしっかり皆さんにわかるように説明してからやってくださいよ。いいですか、私が申し上げたのは、犯罪被害者等とは、犯罪によりとは書いてないんです。犯罪等によりって書いてあるんです。じゃあ、その犯罪等とは何かと、あなたがやってるじゃないですか、議会の中でも外でも。人を追い詰めたり、恫喝したり、それが議員としての品格ですか。判決が出てるのにも、今話をそらして、私が払われたですかって、一つも答えちゃないじゃないですか。あなたのそれが手法なんです、いつも。何かあったら言ってください。

○議長（秋山哲朗君） 議場の場ですから冷静に。

坪井議員。

○3番（坪井康男君） 極めて冷静にやります。

竹岡議員さん、いろんなことをおっしゃいます。たくさん同時におっしゃって、何がおっしゃりたいことかようわかりませんが、ただ今の発言でいいますとね、犯罪ってなんでしょう、罪を犯すということです。民事訴訟で勝った負けたは、罪を犯したんじゃないんです。それを一緒にされる。まあこれ、竹岡議員さんのメンタリティーが私全く理解できません。あくまでも、罪を犯した人、その人から被害者を救済しよう、そういう法律なんです。犯罪被害者等基本法っていうのは。

それで、私はあのとき申し上げたのは、要するに犯罪被害者等支援条例をつくってくださいませと、一番大事なのは被害者の感情なんです。そういうものを無視して、どうして犯罪被害者等支援条例ができましょうか。その点を私は申し上げたということございまして、もう一遍、どうなんですかって竹岡議員さんしきりにおっしゃるから言いますよ。

犯罪被害者等であって、民事の裁判では勝った負けたは犯罪被害者とか犯罪者じゃないんです。それで、裁判の費用を払ったかって、これどういう意味です。裁判の費用って何でしょう。何をおっしゃってるかわかりません。裁判の費用は、わずか3万5,000円ぐらいですよ、1回当たり。あとは、弁護士費用なんです。私が市に払ってないちゅうのはどれをおっしゃってるんでしょうか。2万か3万の3回分を払ってないと、そういう、何かよくわかりません。

それと、余りにも、個人的なことをこの議場にお持ち出しになります。私がちょっと言うと議長はすぐとめるのに、竹岡さんはあれだけとうとうとですよ、家族がどうのこうのって、あなたは許されるけど、これは不公平じゃないでしょうか。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員、私は、全てあなたのことをとめたわけじゃありません。不適切な発言があったときにはとめます。今もとめてません、普通、言わせましたから、誤解のないように。

竹岡議員、どうぞ。

○17番（竹岡昌治君） この議場でとおっしゃったんですけど、私ごとでやってるわけじゃないんです。

私は、先ほども申し上げましたように、24年5月1日。美祢市の市議会選挙があった後、坪井議員さんもめでたく当選されました。そして、私の無効の申し立てをなされました。裁判費用がどうのこうのって、なら正確に申し上げます。

いいですか、こう書いてあります。主文、1、現判決中控訴人の敗訴部分を取り消す、済いません、これはちょっと違うほうのランチのほうでした。

いいですか、私の公職選挙関係事件の確定についてというのは、議長宛てにも送ってきますよね。

○議長（秋山哲朗君） 来てます。

○17番（竹岡昌治君） 決して、私ごとでやってるとは私は理解しておりません。

そして、こういうことです。広島高裁は、原告の請求をいずれも棄却する。いいですか。その次、訴訟費用、括弧して、補助参加人によって生じた費用日組む、は、原告の負担とする、このことを払われたかねって聞いているわけ。あんた、何とかかんとか言葉尻つかまえちゃあ答えてないじゃないですか。市にも払われましたか、謝罪されましたか。たくさんの税金を使ってやってるわけです。で、私がいろんな発言すると、議会が取り上げんのなら名誉毀損で告訴する、脅しじゃないですか、まるで。答えてください。

○議長（秋山哲朗君） 余り感情的にならないで、いいですか。

坪井議員。

○3番（坪井康男君） 感情的になる必要は全くありませんで、しません。

今、括弧して補助参加人の訴訟費用とおっしゃった。それは、多分、市が3万円ですよ、補助参加人も3万5,000円です。6万5,000円ぐらいを払ったかというあれです。払うっていうのは、あくまでも被告からですよ、請求があって私は払うんです。市がひとつつも請求されてないじゃないですか。波佐間部長どうですか、ちょっと答えください。そうしないと、私が一方的に請求してないって、とんでもないことおっしゃるけども、間違ってますよ。

それから、裁判傍聴の記録云々とおっしゃるけど、裁判は公開の場ですよ。私、盗んで聞いたわけじゃないですよ。堂々と聞いたんですよ。その記録が何でおかしいんですか。本当に竹岡議員さんおっしゃることは、何だかわけのわからん、ほんととんちんかんです。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） あなたは、すぐとんちんかんとかねばかげたとかね、話をそらすの上手ですよ。

私が聞いたのは、数万円がどうのこうのって言ったことは一回もありません。払う意思があるかないかを聞いているんです。市に対して謝罪する意思があるかないかを聞いてるんです。それだけやけはつきり答えてください。

それから、バスの中で缶ビール飲んだか飲まんか、言ってください。それからにしましょうや。

ちょっと待って、今、河本議員が話が飛躍っていうから、缶ビールの話は、またやりましょう。

○議長（秋山哲朗君） そうですね。

○17番（竹岡昌治君） またやりましょう。じゃあ、議員の無効の申し立て、これだけについて集中します。謝罪する意思があるかないかも、併せて言ってください。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 謝罪する意思があるかないかって、これまたとんちんかんなあれで、答えようのない質問ですよ。

当選無効の申し立ては、被告どこです。市じゃないですよ、選挙管理委員会ですよ、県の。だから、市じゃないのに、市に対して払うつもりがあるかないかとか、これは、ほんととんちんかんで答えようがありません。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員、どうぞ。

○17番（竹岡昌治君） 済いません、ちょっと感情的になりまして、市に謝罪、払う意思があるかないかは、もう一件の裁判です。これも併せて聞きたいと思います。それから、もう一つは、県です。市と県に対してあるかないか、そして私の補助参加人に対してあるかないか、それだけで結構です。

○議長（秋山哲朗君） 今二つの案件だと思うんです。選挙の無効の申し立てとランチ工房の今の配食サービス事業に関する件だと思いますけども、それに答えられますか。坪井議員、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 配食サービス事件のことです。さっきも申し上げましたように、民事裁判っていうのは、原告も被告もおんなじ立場で裁判をするわけです。それで、判決に勝った負けたと、その場合に払うべき費用はあくまでも訴訟費用です。弁護士費用じゃありません。

訴訟費用っていうのは、1回当たりの訴訟費用は、切手代が1万円で、それから証紙代が2万ぐらいで合計で3万5,000円です。それを払う払わんは、あくま

でも原告と被告の弁護士さん同士が払ってくれと請求を出す。その場合は払います。私には何らの、市の顧問弁護士さん、浜崎弁護士事務所です。先ほど、何か、小田さん、片山さんとか何とかおっしゃったけど、そんな顧問弁護士いるんですか。私の理解では、浜崎弁護士事務所と書いてますけども。そこから請求はあるんですよ、市の意向を出して、私何にもないです。だから、請求がないから払ってませんと。そりゃ、お互いに、これは弁護士同士の訴訟費用はもう相互に精算するのはやめようねちゅう暗黙のルールがあるそうです、私聞きましたらね。

それから、公職選挙法の問題、これは選管が相手なんです。公職選挙法をつかさどってるのは選挙管理委員会です。美祢市の選挙管理委員会、県の選挙管理委員会ですよ。そこに、ひょっとしてこれは失職に当たるんじゃないんですかと、あの法律はこうなってるんですよ。

皆さん、市議会議員に立候補された人はわかりますけど、合格通知を受け取ったら1週間以内に市との請負契約がある場合には申告しなさいってなってるでしょう。明確になってます。今は、選管の事務局さんはいらっしゃいますよね。全員に配られるんです、警告文書が。

歴然として、竹岡さんは配食サービス事業で請負契約あったんです。1週間以内に、選管に私聞きました。通知が出されてないんです。だから、私は粛々と法律に従って選管に異議の申し立てをしたちゅうことです。それが県の選管に行き、さらに、もう選管が第一審なんです、この場合は。だから、もういきなり高裁に行きます。高裁に行って、この件については、請負契約が50%以上、市が配食サービスの請負高が1,000万なんです。竹岡さんのおやりになってる株式会社タケオカの売り上げが4,000万だから、これ関係ないよということです。そういうことです。

○17番（竹岡昌治君） ちよつと待った。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡さん、ちよつと待ってください。

○17番（竹岡昌治君） 今、何んですか、あんた。あんた、よその企業の売り上げとかそういうものをここでしゃべってもいいんですか。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡さん、ちよつと待ってください。冷静に、ちよつと待って。今、発言の場を与えてますんで、ちよつと待ってください。どうぞ。

○3番（坪井康男君） 92条の2に関係してるのは、全体の売上高に占める市の売

り上げが50%を超えるか超えないかです。超えとった場合は92条の2で該当して、議員をやめるか、その契約をやめるか、二つに一つの選択があるということです。

それで、広島高裁に、竹岡さん、証拠の決算書を出されました。21、22、23年の、それをもとにして私は申し上げてるんで、何も個人情報でも何でもありません。裁判に出されたことです。

それで申し上げてるんであって、また竹岡さんは声を大にして人の発言中にインターフェアをされるって、おかしいんじゃないですか。粛々として、私は法律に基づいて、きちんとした手続でやってるっていうことを申し上げてるのに、竹岡議員さんは、何だかトンチンカンな理屈を、勝手な、それこそ独断と偏見でいい加減な理屈をつけて、この神聖な議会で私を誹謗中傷される、許せません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） あのね、坪井議員さん、たとえ事実であっても、議場で言うてええことと悪いことがあるんです。あなた、それがわからないんですか。ましてや、一企業の売り上げがどうのこうの。あなた、何をもってそんな発言をするんですか。事実なら何でもええって言うんですか。そりゃ、ちょっとおかしいんじゃないですか。結果として、謝罪する意思はないというふうに私は認識しました。

それから、請求がないから払わない。判決ではちゃんと出てる。だけど、請求がないから払わない。

ただ、もう一つ、訴訟費用は印紙と郵券代だとおっしゃったんです。膨大なコピー代があるんです。一部70円しかいただけません。そういうのは、もう私も弁護士と相談して全部用意はしてありますが、坪井さんの誠意が、そのうち、済まんかったのうと言うてならと思っただけですが、ありません。そういう方じゃないんじゃないかと、私は思っております。

いずれにしても、本題を問うたことはのりくらり違うことで話をそらされて、いや、トンチンカンじゃ、何じゃかんじゃおっしゃる。この手法だけは、市民の皆さんに、しっかり聞いとっていただきたい。今までの2年間、それで議会が混乱を幾たびかしたんです。ですから、私はそのことを申し上げたい。

それから、もう一点、先ほどの私の企業の売り上げ、売り上げ比率、これについて

ては発言は許せません。

それから、もう一点、何やったかな、ちょっと興奮しちゃったんでわからなくなりましたが。選挙のことについて、私の、ここまで来ればちょっともっとわかりやすく申し上げんにゃいけんが、私のことについては、わからないからやるってなつとる。私がおかしいと思ったからやたんだと、これはちゃんと記録に残されております。私は、このことも一遍、質問しております。こうおっしゃってます。あなたの場合は不服だと思ってないからと、これは何の言葉と思いますか。議長が議長席からそんなことを言うてなら、私もじゃあね、とおっしゃったんです。だが、議長は、取締役でも何でもありません、企業は持っておられますけど。だから、そりゃ、当然議長は関係ないでしょう。でも、あなたは、それは取締役じゃないし関係ないですよとおっしゃったならまだしも、一々、どれだけ市から受けてるか、いわゆる工事をどれだけ受けてるかわからん。だから、私はおかしく思ってない。もう一社、そんなとき名前言いましたよね。だから、おかしくないと置いてると、私が、っていうのはあなたのことです。

竹岡に対しては、私がおかしいと思ったからやったんだと。あなた、何なんですか、一体。何かすつごく立派なことをおっしゃるようだけど、やってることが、逆に言えば、僕から言やあ、ほんとにひっちゃかめっちゃかです。

まあ、いいです。この席で、あなたが謝罪はしない意志もわかりました。のらりくらり、請求せんにゃあ払わん、踏み倒す、これもわかりました。そういう方だろうと思ったけど、しかしながら、一つだけ、許せん発言があります。このことについては、後からまた申し上げます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 今の竹岡議員さんの発言で、1点は、全体に許せません。訴訟費用を私が踏み倒したとおっしゃった。とんでもない話です。いいですか、波佐間部長、請求書、私もらってないですよ。もらってないんです。もらってないから、何ら払う必要ないじゃないですか。踏み倒したっていう表現は訂正してください、とんでもない。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 訂正する気、全くありません。ものにはそれぞれの考え方

があらうと思います。私どもが物を売っても、請求はしません。人はちゃんとみんな払っていただきます。坪井さんは知りませんよ。坪井さんはやっぱり請求がなげんにゃ払わんというタイプでしょうから、私は、みんなそうした善意の取引なんです。だから、善意がないということになるんです。

もう一つは、十何日やったんですか、本当にこの怪文書のことについては、いや、記録じゃからええじゃないかと、こうおっしゃるんですね。中身を見てないから、皆さんがそれで済まされたと思うんです。わざわざ、文責は私ですって名前を出しながら、筆者、注、これは何なんですか。これは事実なんですか。これは、もう坪井さんが、思いが書いてあるだけです、いろんなことが。しかも、これが回ってるんです、市内に。全域とは思いません。ですが、こんなものが議会の外と中でやられる、これはまさにですね、プロのやり方なんです、市民運動の。

私は、こういう品格のないやり方をやめましょうやって言ってるんです、きょうをもって、きょう膿をしっかりと出して。ところが、坪井さん、何回言ってもものりくらり、言葉をとって、あるいは言葉の一点集中をやってるんです、攻撃を。これは、もう得意のわざですから仕方ありません。

しかし、皆さん、聞いてってわかりますか、同僚議員さん、みんな黙っておられるんです。もっと言いたいことがあったら、言ってくださいよ。この2年間、皆さん何にも言わないじゃないですか。

以上、終わります。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） ただ、1点だけ申し上げておきます。

竹岡議員さんは、私が怪文書を市内にばらまいたと、今おっしゃいました。怪文書って何ですか。私は、裁判を傍聴した記録を同じ裁判を、この際言います。河村淳さんも傍聴されました。あの方は、よく詳しいことをおわかりにならんから、あの傍聴した結果について、私のコメントを含めて手紙を差し上げました。それだけのことです。怪文書でも何でもありません。

裁判っていうのは、公開で行われるんです。密室で行われてないんです。これ、もう竹岡議員さんは、誤解しておられる。裁判ちゅうのは、刑事裁判は密室で行うと思つたらとんでもない話。公開の場で粛々と行われてるんですよ。その点もよく御理解ください。怪文書なんてとんでもない話です。撤回してください。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） どうも、議会は正常に戻りそうにないという予感がいたします。一つずつ一つずつ言葉尻をつかまえては、本質を外していくという手法、これはもう感心します。

私は、怪文書と申し上げました。ちゃんと文書なら、こんな書き方しないと思います。これはもう意図的です。市長を陥れようという、もう、その何ものでもないと思います。私が、かつてやられました、たくさん配られました。おんなじだったんです。竹岡を潰すという目的のもとにやられたんです。そして、裁判も起こし、挙句の果てには議員の当選無効の申し立てまでされる。人の心がわからない人だと、私は思います。

ほかに議員さん、何か言うことがあったら言ってください。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） ちょっと、1時間過ぎましたので、11時15分までちょっと休憩をしたいと思います。

午前11時02分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

馬屋原議員。

○5番（馬屋原眞一君） 先ほどから議論を聞いておまして、他の議員は何かないかということもございましたので、私から一言、言わさしていただくというふうに思います。

重複にはなりますが、先ほどの6月12日の市議会の一般質問についてであります。

市長に対する坪井議員による犯罪被害者等支援条例制定への取り組みについてという質問の際のことです。先ほどありましたので大体の概要はおわかりとは思いますが、この質疑は粛々と初めは進んでおりました。突然、坪井議員より一般質問の場に全くそぐわない発言が発せられ、議場は混乱したわけでございます。この坪井議員の発言は、本来、議場でなされるべき市政、事務業務等の内容ではなくて、また百歩譲って、市長本人のことでもなかったわけです。市長の次男の

方のことでありました。その発言の内容に至っては、事実と全く違う部分もありましたし、あたかも事実のごとく発言され、何か特定の意図があつてされているとかしか思えない部分がありました。

この議場にふさわしくない発言を議長の制止を無視して続ける坪井議員を見るに見かねた竹岡議員の発言により、竹岡議員は議長より退席を求められました。当然、坪井議員は、当然のことがなら同様に退席に至ったということは、大変遺憾なことでありました。

当日、一般質問の場でもあり、発言を控えていた私ですが、このことに至っては、発言を控えることが坪井議員の発せられた事実と違うことが、あたかも真実のごとき思いを議員の方、さらには市民の方にも与えかねないということに思いを至り、坪井議員の6月12日の一般質問での発言について、述べさしていただきたいというふうに思います。

まず、市長の次男の方の事件に係る市長による謝罪に関することです。

市長は、議長の特段の配慮による発言の許可を得た上で、被害者の方に悪影響がないように、言葉を選ばれ、細心の配慮のもと誠意を持って道義的謝罪をされたと認識しております。しかしながら、市長がこの件に関し、謝罪がないとも捉えかねない坪井議員の発言についてです。

この一般質問の最中です。突然、不規則発言が始まってからの坪井議員による市長の謝罪にかかわる発言を順を追って見てみますと、坪井議員の最初の発言として、記録によりますと、1月15日の臨時議会において、仮定の形で一応謝罪の意向を述べられた。で、先ほど謝罪の意向を述べられました。今度は、仮定法ではなしにきちんと謝罪をされたと私は認識します、というふうに言われております。

そういうふうに述べておきながら、その後、坪井議員はきちんとした謝罪がないということ言ってるんですよというふうに発言を変えられております。さらに、市長は公人中の公人ですよ。議会における謝罪、それが十分ではなかったんではないかと、私は申し上げようとしたんです。そしたら、制止をされましたね、というようなくだりのことを言われております。発言内容が本質的に変化をしていると思います。この意図はどこにあるんでしょう。

それにつけ加えておきますが、議会は、議長のおっしゃったとおり、地方自治法第96条に基づき市の事務事業を議論する場ではあるということですが、道義的な

ことを議論する場ではないということを再三言われております。議員の方は、当然御承知のことと思います。

したがいまして、今回の議会における市長の謝罪につきましても、市長の家族の私的なことであり、本来は議会での発言の趣旨に沿うものではないと思っております。しかしながら、今回の事件は社会的影響が大きいという判断のもと、議長の特段のお計らいにより、議長の許可を得て、市長が道義的な謝罪をされたものと理解しております。また、さらには、被害者とその家族に対しても、市長は直接お会いになり、二度にわたり謝罪をされたと伺っております。

また、坪井議員は、市長は公人中の公人にもかかわらず議会での謝罪が不十分とおっしゃいました。当然、坪井議員は、市議会議員も公人であるということは承知をされておると思いますし、認識もされておると思います。

先ほど、竹岡議員もおっしゃいましたが、市の福祉事業たる生活しづらい方に対する配食サービス事業を訴える行為を市議会議員になられた後も継続をされ、結果として坪井議員は敗訴となり、市が勝訴をいたしました。もし、市の事業に不十分などところがあるとお考えであるなら、坪井議員は当然の役割として議会での議論を深めるべきだと思いますが、裁判を選択されました。結果として何が残ったかといいますと、市の配食サービスで事業は続けてよいということでございますし、しかしながら、裁判費用、先ほど問題になっておりましたけども、裁判費用約520万円、人件費を入れますと1,000万円近いものがかかったと思います。全て市民の税金が使われてしまったという事実であります。

また、一方の当事者たる特定非営利活動法人ランチ工房美祢も多大な出費を強いられ、おまけに風評被害まで負ってしまいました。先ほど、本人からも申されております。

この件について、平成26年3月12日、市議会予算委員会総括審査の場において、坪井議員は、自分が勝訴した一番は正しい判断をされたが、自分が逆転敗訴となった広島高裁や最高裁は、あたかもおかしい判断をされたとの弁明をし、最高裁の判断に対して、こんなことは前代未聞の判決なんです、とおっしゃられ、謝罪どころかその発言を恥じることもありませんでした。また、先ほど申し上げたランチ工房美祢に対しても、先ほどありましたけども、おわびの一言もなかったということでございます。

これでいうと、公人中の公人たる市長は、たとえ家族のことであれ道義的謝罪をしなければならないが、公人である議員は、自分自身の行為の結果に対し、きちんとした説明、謝罪をすることはないというふうにもとられかねません。

したがいまして、さきの一般質問での発言や不規則発言に対し、議長は、市長に対して謝罪の意思があるかどうか、再度、坪井議員に伺っていただきたいというふうに思いまして、私の思うところを申し上げました。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 冷静にやります。

きょうは、何か大勢の傍聴人が来ておられますけれども、何か大勢の傍聴人の前で坪井バッシングをやろうという、何だか奇妙な議会ですね。

私、この前、12日の一般質問のときに申し上げたことはですよ。もう一遍言いますよ、犯罪被害者等支援条例をつくってください、お願いいたしますよっていうことでした。あくまでも条例制定ですから、まさに議会で審議することでしょう。馬屋原議員さん、いいですよ。そのときに、犯罪被害者等支援条例をつくるに当たって、たまたま今回事件が起きたって、その被害者の人の感情っていうのはどうなんですかと、そういうことに思いをいたさずして、ちゃんとした犯罪被害者等支援条例ができましようかって申し上げたんです、私は。

それで、議長さんは、道義的なことは対象にないとおっしゃる。道義的なことって一体どういうことでしょう。私は、あくまでも支援条例を制定してくださいっていう観点からの関連を質問したんです。道義的っていうのは何です。人の道に外れていないことでしょう。それは、物事の判断基準なんです。審議の対象じゃないです。人の道に外れてるか外れないかって、私、一つも言ってません。だから、議長さんのおっしゃる道義的なことが対象になるなんて、全然ナンセンスです。道義的なことっていうのは、あくまでも物事を判断する基準なんです。それをしっかり申し上げたいと思います。

だから、したがって、当然の流れじゃないですか、被害者等支援条例つくろうと言ってるのに、被害者はどんな思いをいのか、そんなことまで確認せずして、何でちゃんとした条例ができます。

それから、市長の謝罪が不十分だと私が言ってるのは、市長は、関係者並びに美祿市民におわびをするとおっしゃってるんです。関係者ちゃ誰なんですか。当然で

しょう、これは被害者です。被害者並びに被害者の御家族です。そういう言葉を使われるんです。関係者って、これは公人中の公人の市長さんの謝罪っていうのか陳謝っていいですか、正確には陳謝ですね。謝罪じゃないです。謝罪っていうのは罪を謝るちゅうことですから、ごめんなさいね、先ほどから謝罪、謝罪って使いましたけど、陳謝です、されました。

当然でしょう。これは、れっきとした被害者がいらっしゃるんですから。その方に対する思いが、もっとあってしかるべきじゃないですか。それを関係者なんて、何で関係者っていう言葉が使われたのかなど。まだ、さっき、何か2回も示談交渉をされているっていうけど、それどうなってるのかわかりませんが。そういう条例制定というそういうところから質問したわけです。

それから、もう一点、530万も市がお金使ったのに、何だと。馬屋原議員さん、あなた御存知ですか、さっきも言ったように、訴訟費用っていうのは3万円かそこらです。あとはみんな弁護士費用です。弁護士をつけるつけないは勝手なんです。裁判で弁護士をつけなきゃならんっていう法律どこにもないです。だから、市として自分が勝つために弁護士をつけられたんだから、そりゃ市の負担じゃないですか。何で私がどうのこうの言わないかんですか。

あなた方がおっしゃってるのは、全然もう根本がなってない。物事の基本をきちっと理解した上でおっしゃってない。単なる印象的な批判ばかりされる。絶対に謝りません。

○議長（秋山哲朗君） 今、犯罪被害者等の支援条例、これは市長もつくと、指示しておると言われておりますし、いつも二元代表制のことを坪井議員は言われますけども、やはり議会は立法府でもありますから、当然議会からもそういう条例つくったらどうかという提案も必要なことだと思っておりますので、今、実はうちの会派でも、これはどういうふうなこの条例をつくったらいいかっていうのは検討はもう既に入っております。ぜひ、お互いにいい条例をつくろうじゃありませんか、逆に、いいですか。

竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） やっぱり、やられることはいつも今のような方法なんです。根本的になってないとかおっしゃるんです。この手法はもう辟易としたんです。

先ほど、私のときに怪文書って申し上げたら、手紙だとおっしゃったんです。手

紙なら、こんな書き出しじゃありませんよ。時の挨拶ぐらい書きますよ、普通の人間なら、これは手紙やないと思います。

したがって、御本人はこう書いていらっしゃるんです。筆者、注という中に、先ほど読み上げましたけど、被害者本人にお会いしたと。そして、これはもう書いてあるから読みましようか。そやけど、事実じゃ、ちょっとまずいですね。固有名詞出しません。お勤めになってる先の社長に、市長に注意をしたら逆に市長がこうこう言われたというようなことが書かれています。そして、このことが証人尋問においてその事実を暴露するはずであり、村田市長にとって極めて不利な状況に追い込まれる材料になると考えられる、と、こう書いておられるんです。

とんでもない話です。ある企業の社長名、企業名、そしてこういう、市長が不利になる。これが、私は手紙かなと思うんです。しかも、複数の議員さんがまいたんですよ、現実には。こんなばかな話がありますか。私は、そのことが申し上げたかって、全部は言わなかったんです。まだまだたくさんありますけど、全部は申し上げられません。

それから、もう一つ、示談交渉されていると聞きますが、とおっしゃったんです。私が聞くところによったら、坪井さん介入してるって聞いてるんです。バーゲンセールじゃあるまいし、だんだん値を下げてきて、何なんですか、これは一体。坪井議員さん、ほんとに言葉はやっぱり巧みに使われるんです。それにみんな惑わされちゃうんです。

私がきょう申し上げたいのは、そんな言葉尻をつかまえてはのらりくらりやる議会じゃなくって、正常な議会に戻しましょうやと言ってるわけです。でも、何の反省のあれもありません。

まだ、ほかの議員さんもあるだろうと思います。私は、そのことが、もう一回強く申し上げて終わりとします。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員、どうぞ。

○18番（岡山 隆君） それでは、少し発言さしていただきたいと思います。

いろいろ、今までのる市民の皆さんにも多少わかりやすい形でお話があり、また判断され、また聞かれているのではないかと、このように思っております。

私も、基本的には、どちらかに肩入れするっていうのは、常に色眼鏡で見るのではなく、中立公正で物事を私は見ていこうと、こういったスタンスで常に市議会議

員としております。

それで、今回、いろいろ整理してみますと、道義的責任等いろいろ、次男さんの問題もありますけれども、何か、聞いていて、市長本人が起こしたような、こういった用い方をされているなど、そういったところを、非常にスタンスがそういう方向になる。ちょっとおかしいのではないかという、私のそういった見方をしておるわけでございます。

それと、三好監査委員さんの件に関しましても、きっと、坪井議員さんは、勝手な法律解釈であって、法的整合性がないとか、いろいろ言われてますけれども、私は、これは弁護士さんに法的な根拠をどうかっていうことで問われた結果、この法的整合性と法的客観性、要するに個人的私感の考えや評価から独立して、普遍性を持っている、誰が見てもそうだなと、このように思うような考え方の客観性、こういったもの、今回は弁護士さんから、きょう三好監査の方、また小田監査事務局長がお話されまして、聞いていても、私はそのほうがすっきり入ってくる、そういう、どの団体を監査をするに当たっても裁量が監査委員にあるということで、そしたら、今度、まだ十二分にしていなくていいところがあれば、次ちゃんとしてくださいよ、もうそれで済むようなことであるわけです。それを何回もまた繰り返しておられる、非常に……。

○議長（秋山哲朗君） 岡山議員、さっきの監査委員のことは終わりましたんで。

○18番（岡山 隆君） 済みません、そういったことで、私もこういったさまざまな議事録、そして資料、それなりに、公明党の県本部のほうに言いました。こういった道義的な問題については、一切取り扱うことなく、あくまでもこれに対しては公明党は県本部としても、また法的な、今回は選挙、配食もちょっと話がありましたけれども、これも市がちゃんと勝訴したということで、そういったことをきちっと見ていく上においては、今、市側のほうの考え方、捉え方のほうが、私は適切であり、言うべきことは私も行政には言いますけれども、今回の案件に関しましては、公明党県本部としても全面的に考え方としては、市のほうの考え方のほうに、適切ではないかと、こういった判断をしてるということを申し上げさせていただきます。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） もう、申し上げまいと思つとるのに、また岡山副議長さんの

ようなお話が出てくると、私、やっぱり言わざるを得ないですよ。

何だか、私が悪者にならなきゃいかん、その一点ですわ。私、そんな悪いことしました、議長さん。別にしてないですよ。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員、恐らく、さっきからの不穏当な発言、不規則発言だと思います。

私も、ずっと、坪井さん議員なられて、ここに資料をずっと持つておる。三十何ページほどあるんですけども、それに対しての議会のあり方がどうかということをお皆さん問われておるんじゃないかというふうに思っております。

○3番（坪井康男君） じゃあ、竹岡議員さんのあれだけ不規則発言をされたのに、あなたはフリーパスで、勝手に言うところから俺とめんって、これもおかしいやないですか。とにかく、あなたはやっぱり不公平です。ほんとにそう思います。

それから、さっきの怪文書のことをまたおっしゃいました。こんなことをおっしゃるんなら、私、議長選挙のときに、あれだけ怪文書か何か知らんけど、持ち出してやったことをばらしますよ、私は。

○議長（秋山哲朗君） 怪文書、何の。

○3番（坪井康男君） 議長選挙のときですよ。

○議長（秋山哲朗君） 怪文書。

○3番（坪井康男君） はい。

○議長（秋山哲朗君） そんな。

○3番（坪井康男君） 関係のない話をして、あなた、それも文書を持って脅されたじゃないですか。言いますよ、私は、聞いてますよ。それは言いませんから。もういい加減にやめてください、このばかな話は。

それとね、岡山議員さん、いいですか。代表監査委員さんの法律解釈じゃないんです。私は、二つの、美祢農林開発と美祢観光開発の、物すごく赤字、しかも補助金いっぱい出してる。そういう先に市の監査委員として、1回も、平成20年の合併後、1回も監査されていない、これはおかしいじゃないですかって言うんですよ。別に、法律解釈言ってるんじゃないんです。あなた方は、何かすぐ話をすりかえる。その1点だけなんです。今、聞いておられる方もわかるじゃないですか。あれだけ、美祢農林開発は1,700万も毎年、毎月出しておるんですよ、竹著の赤字補填。それをずっと出し続けているのに、市の監査委員は何も監査しない。美祢

農林開発なんかはあれですよ、もう総務省の通達によれば、外部監査、外部検討委員会をつくって検討する対象です。市の代表監査委員どこの騒ぎじゃないんです。そんなに重大な案件を抱えているにもかかわらず、何にもしない、市の監査委員さんは、それを申し上げておるんで、そんなに、地方自治法第199条の第7項の解釈を言ってるんじゃないんです。もうちょっとしっかりしてください。

○議長（秋山哲朗君） もう、その件につきましては、先ほど私が申したとおりであります。

ほかに、徳並議員、どうぞ。

○16番（徳並伍朗君） 議長のお許しを得ましたので、重要な、坪井議員のさきの一般質問の発言に対し、申し述べさせていただきます。

この一般質問の際、市長の謝罪がないと不規則発言を続ける坪井議員は、さらに市長の次男の方に対する言葉として、能力者じゃない、すなわち無能力者ともとれる発言をされました。さらに、この発言が悪意に満ちた意図があると思われるのが、市長の次男の方が、いわゆる無能力者じゃないということを十分に認識をされた上での発言だということです。

と申しますのは、市長の次男の方の山口地裁の裁判を坪井議員は傍聴されたと聞いております。このことを十分認識し得る立場にあったということです。この坪井議員が傍聴されたという事実は、同時に傍聴された別の美祢市民の方からも伺っております。

この裁判の際、傍聴された美祢市民複数の方からのお話によると、法廷で証言される市長及び市長の次男の方の発言に対し、傍聴席からやじともとれる奇声を発し、裁判長からにらまれる等の坪井議員の言動を目にし、その方は美祢市民として現職の市議会議員の品のない、軌道を逸した言動に恥ずかしく、その場にいたたまれなくなつたということです。

また、市長の次男の方は、慢性的前立腺症による全身の激しい痛みという難病に対して、病院からの投薬の結果、その副作用で精神に不調を発し、心神耗弱状態になり今回の事件が不幸にも起こつたと裁判で明らかになつたと伺っております。

なぜ、今、このことを申し上げるかといいますと、市内のみならず全国に心身に不都合な病気をお持ちの方はおられる。本人はもとより御家族も大変苦しんでおられます。したがいまして、本能的に差別意識を持っておられるのかどうかわかりま

せんが、今回の坪井議員によります心神耗弱の方があたかも無能力者ともとられない発言を、それも議会という公の立場で現職の市議会議員がされたということは、多くの苦しみを持たれる方々に深い悲しみと絶望感を与えかねません。

さらに、この行為は、刑法第230条名誉毀損及び同じく第231条侮辱罪にも抵触しかねませんし、美祢市議会の全体の品位を疑われます。同僚議員として、本議会できちんと、謝罪されることをお勧めをいたします。

以上。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） またしても、またしてもですね、品位を汚す発言をされるっていうのは、私、どうしても理解できません。

私が法廷で奇声を発したなんていう、徳並議員さん、それどなたが聞かれたんですか。全くの事実無根ですよ。私は、終始一言も言わずにじっと聞いておりました。それを事実にもとる、全く事実無根のことをこの神聖な議会でまたしてもでっち上げる。きょうは、何だかおかしい議論です、議長さん。伝聞風評で徳並議員さんおっしゃってるんです。

きちんと言いますと、あの判決の基礎に、裁判官がはっきりおっしゃいました。心神耗弱であったと、犯行時。それを判断の基礎にされてますと。心神耗弱っていうのは、民法と刑法では表現が違いますけれども、限定能力者っていうんです、普通。だから、限定能力者の場合は、監督責任者が監督しなければならんという、民法714条にれっきとした規定があるんです。裁判官が判決で認定してるんですから、心神耗弱だと。これはしょうがないんじゃないんですか、事実ですから。

あなたが、何ぼ、伝聞風評でいい加減なことを言われても、それは事実だからしょうがないです。だから、いい加減なことされると、徳並議員さん、あなたこそ名誉毀損とか侮辱罪に当たりますよ。

それでね、名誉毀損の237条は、公共の利害に関する特例っていうのがありましてね、事実であれば、事実を適示して、しかも公共の利害のために発言したんなら名誉毀損にならないと、こんなことまで徳並議員さんは御存知ない。かつて、竹岡さんがそれで私を名誉毀損で訴えられました。公共の利害に関する特例でだめって。そういうこともありますから、議長、もうこんな発言はやめさしてください。おかしいです。

○議長（秋山哲朗君） 先に、徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 議場の話は議場でしましょう。ここで裁判やってるんじゃないんです。能力者じゃないということと言われたこと、すなわち無能力者と思われる発言をされました。このことをはっきり否定してください。それから話をしてください。ちゃんと、議場の話をしてください。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 議場で、私は、心神耗弱というのが判決の基礎になっておるということは申し上げたかと思えます。よく覚えてません。だけど、それはあくまでも裁判官の発言ですから、それを基礎にして議場で発言したのが、なぜいけないんですか。もうこんなとんちんかんな話やめさしてください。お願いします。

○議長（秋山哲朗君） 今、徳並議員が言われたのは、心神耗弱状態であり、能力がないということまで坪井議員が言われたということだったと思うんですけども。
徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 裁判官の話じゃありません。裁判所の話じゃありません。本議場の話をしているんです。本議場の話をしてください。能力者じゃない、すなわち無能力者と言われる発言をされました。このようなことをちゃんとしてください。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 心神耗弱者イコール限定能力者です。私は、無能力者とは言ってません。限定された能力しか持ってない、それを申し上げているんで、あんまりとんちんかんなことを、もう議長お願いしますから、やめさしてください。

○議長（秋山哲朗君） 今、事務局からございましたけども、心神耗弱だからという判決内容でありました。心神耗弱状態という能力者でないですよということを発言を坪井議員がしておられます。間違いなく。だから、あくまでも能力がないという発言はここでしておられた。

○3番（坪井康男君） 完全能力者じゃないって。

○議長（秋山哲朗君） なら、そのようにそこで言われればよいけども、坪井議員、一番、法律御存知ですけども、心神耗弱状態と心神喪失か、そうした完全になんかということ。

○3番（坪井康男君） 喪失ではない。

○議長（秋山哲朗君）　そうです。だから、そういうふうに言われたらよかったけど、誤解のある発言をここでしておられるは、これで残ってますので。

○3番（坪井康男君）　だから、何を。

○議長（秋山哲朗君）　心神耗弱と心神喪失です。

○3番（坪井康男君）　喪失って言ってないじゃないですか。

○議長（秋山哲朗君）　だから、坪井さんが言われてるのは心神耗弱状態っていう量的な違いですよ。だから、耗弱にもかかわらず能力者でない、能力がないということをご自分で言うておられるということだと思います、徳並議員が言われたのは、竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君）　徳並議員が、逃げんな逃げんなって言うておりますけど。

ちょっとその前に、私が名誉毀損で訴えたこと、これは事実であります。ただし、私は刑法に基づく名誉毀損で訴えたんです。そのときに、坪井さんはもう御存知なんです。我々、選挙をやる者は、何を言われても仕方がないということが一つはあるんです、根底に。したがって、警察署でうそ吹かれたそうです。当然、私も刑法で訴える、民事訴訟法ではやらなかったんです。刑事訴訟法のほうでやりました。ほんとは、まだ民事訴訟法が残ってるわけですが、それは今言われたんで、誤解がないようにちょっときちんとしておきます。

ただ、やっぱし、私は、坪井議員さんが議会の中で、市長の家族のことを、何ぼ事実であろうでも言うてはいけないとなってるんです。それを今うそ吹いてるんです。しかも、能力者じゃないって言いながら、いや私は限定能力者って言いまして、いつもこの手なんです。

もう惑わされませんよ、私どもは。あなたの手法は、完全に、私、8年間熟知させていただきましたからね。それはもう逃げ回すだけです、あなたは。もっと謙虚に自分の行動について反省をしていただいて、したらいかがですか。やっちゃいけない言葉を言いながら、なぜ逃げな、いや私は能力者じゃない、限定能力者って言いまして、そんなうそを言われるんですか。どうなんです。俵さんと話おうたら、こっちから見れば、いつも2人が何かこちょこちょやりながらやっておられるから。（発言する者あり）やめません。あなたは、反省の色がないからです。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） また、竹岡議員さん、おかしなことおっしゃる。名誉毀損で訴えた、紛れもなく美祢警察に訴えられたのは、刑法232条だっと思いますが、それに基づいて私は訴えられました。結果、私は不起訴処分です。嫌疑不十分、そういうことです。

それは、なぜかという、言いますと、市から配食サービスの車を借りておられたんです。それで、御自分にも配食サービスの車を持っておられる。その車が、よくわかりません、どっちがどっちか区別できないのが、たまたま社会復帰促進センターが建設途中に昼御飯を工事作業員に持っていく、その車が、市から借りた車じゃなかったですかって私言ったんです。それが、事実じゃなかったわけです。確かに竹岡議員さんの御自分の車でした。だから、それは問題ない。

だけど、外見から見て、紛らわしい、誤解されてもしょうがないと、そういう状態だから、あのとき宇部の地方検察庁は嫌疑不十分だと。しかも、私が、それは、何で、どういう目的で言ったかという、竹岡議員さんを個人攻撃するんじゃないし、公で借りた車が私的に流用されているんじゃないですかっていう公共の利害に関する特例に該当する。だから、紛らわしいことを言ったら、それは言っても、これは事実誤認だっしょうがないよって検察官は言うわけです。だから無罪、そういうことですから。

竹岡議員さんがおっしゃてるのは、何か、民事の損害賠償請求のことをおっしゃるけど、何をおっしゃってるのかさっぱりわかりません。あれこれあれこれ同時にしておっしゃって、結局何を主張されたいのかわかりませんので、こんなのもうやめさしてください、お願いします。

○議長（秋山哲朗君） 竹岡議員。

○17番（竹岡昌治君） 坪井議員がちゃんとやられればやめます。でない限り、今からでもずっとやります。

いいですか、今の配食の車を私が使ったという事件は、坪井さんは1年かけて、恐らく4カ月ごとぐらいに写真を隠れて撮られて、日付まで入ってました。12月31日、私どもは元旦しか休みません。したがって、並べてた車を全部写真を撮られて、それを添付されて、いろんなことをやられたんです。それに対して、選挙妨害をされたんで、私は名誉毀損ということで刑事訴訟法でやらしていただきました。

そのことをいいとしまして、坪井さんがやっていることはいつもこうなんです。今でも、盗み撮りをしてみたり、とんでもない話ですよ。それを議場で言葉巧みに自分の正当化をされておる。これでは議論にならないんです。

それから、きょう、商工労働担当課長が説明しました。永遠に黒字にはならんと、あなたは売上高と製造原価、そして売上利益、理屈がほんとにわかっておられてやられたんかわかりません。わかっておられてやられたとしたら、ほんとに意図的です。市民の皆さんに、美祢農林、美祢開発、もう大変だというようなオオカミ少年的な発言だと思いますよ。

私は、皆さんが一生懸命努力して黒字にしていこうと頑張っておられると思います。ただ、企業は、そうはいつでも赤字になるときもあります。しかし、それを踏み越えてやるのが経営努力だと思います。ほんとに、市民の皆さんに不安をあおったりですね、もうやめてください。

徳並議員が手を上げられたんで、ちょっと私もこれでやめます。

○議長（秋山哲朗君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 坪井議員さんは、やめさせてくださいとか言われますけれど、私が言いました、先ほどの申し上げましたことに対して、謝罪をする気があるのかなのか、それをまず聞きたい。場外じゃなくて、この場で聞きたいというふうに思っておりますし、この議会の中で話をしていただきたいと思います。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員。

○3番（坪井康男君） 何回も申し上げてますよ。何回も申し上げても、何にも、謝罪も何もしてない。謝罪するわけがないじゃないですか。私は謝罪しなきゃいかんことをひとつも言ってません。何を謝罪しろとおっしゃってるかさっぱりわかりません。意味がわからないのに謝罪できません。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 徳並議員。

○16番（徳並伍朗君） 困ったもんで、謝罪することがわからないという議員がおられるということにがっかりしました。

もう質問いたしません、ほんとにがっかりいたしました。

○議長（秋山哲朗君） よろしいですか。

荒山議員。

○14番（荒山光広君） きょうは、冒頭からですね、坪井さんの発言に対するいろんなことが議論されております。私も、この2年間、坪井さんのいろんな議論を聞かしていただきました。反面、市民の声を吸い上げて市政にぶつける、この姿勢は私はいいことだというふうに思いますけども、ただ、その2年間いろんな形の中で議会がとまったりしたこともございます。その都度、議会のルールはこうでありますよということで、確認をしながら進んできた経緯があろうというふうに思っております。

しかし、何回も、言ってみれば、同じようなことが繰り返されてきたという事実も、これございます。さきの一般質問でもそうですけども、一般質問でやるルールというものがあると思います。それに対して、何で、わしの意見をとめるんかというふうなことでございます。

これは、市民の皆さんから見たときに非常こう、にわかりにくい部分があると思います。中には、そうだ、何で議員が発言してるのをとめるんだというふうなことを言われる方も中にはおられます。しかし、議会は議会のルールがあるわけでございますので、先ほど来から、るる出ておりますように、議長も申されました、道義的なことは議会で議論は避けるべきだというふうなことでございます。

仮に、今回の市長の次男さんの事件に関して、仮に何うとすれば、事前に通告をして市長の姿勢を問うというふうな形でやられれば、何らかの答えもあったかと思っておりますけども、関連という形でやるとちょっと無理があったのかなというふうな気もいたしております。

坪井さん、ほかの我々もそうですけども、よく市民の声は、ということで一般質問なりするときに言うんですけども、ちょっと聞いておりますと、坪井さんの論法は、市民の声はこうだと、だから聞けというふうなことに聞こえるわけです。ただ、市民の意見というのはその一方的な意見だけではなくて、今回の市長さんの次男さんの事件にしても、ちょっとコメントは要るねというふうなこともございますし、市長は気持ちを入れかえて、しっかりと残りの任期を全うして、美祿市を立派な市にしていきたいというふうな意見もあることも事実でございます。

ただ、今回に限らず、いろいろと、私も市民の皆さんの声を聞くわけですが、坪井さんの言われることは一部最もな部分もあるけども、ちょっと聞きにくいと、くどいというふうな声も実際ございます。実際、説明員の皆さんが説明されるとき

に、もうはなから否定をされたり、言ってみれば、答弁者に対する配慮はない部分もあると思います。執行部も、何も法律違反をしてやってるわけではございませんし、法律の中で、よく解釈という言葉がありますけども、解釈をしながら間違いのないようにやっておると思います。万が一、ずれたときには議会が指摘をしてやる。議会が指摘をしてやるのはいいんですけども、やっぱりお互い人間ですので、ものの言い方とかいうこともあろうかというふうに思います。

坪井さんも齢を重ねられて73歳ですか、なられました。6、申しわけございません。今から考え方を変えろとか、ものの言い方を変えろとかいうのは非常に難しいかもしれませんが、この議会の中、坪井さん本人も言われますけども、神聖な場所でございます。お互いを尊重しながら、ぜひ、今後、ものを言っていただきたいというふうに思います。

先ほどからいろんな皆さんが言っておられるのは、多分、そのことだろうというふうに思っております。一々、あのときはこうだった、ああだったということも大事ですけども、根本は、そういったことで議会の中での運営といいますか、当然、執行部に対する批判、それから指摘、これは議会としてやっていかなければいけませんけども、前向きは話ができるような議会になることをお互いに気をつけたいなというふうに思っております。

以上です。（中絶）

○16番（徳並伍朗君） 話をされます。ほとんどの人が反省をする気があるのかなのか、謝罪する気があるのかなのかと、わしはさっぱり意味がわからん、そういうふうにおっしゃいます。

この際、議長にお願いしたいと思いますが、懲罰動議を出したいというふうに思っておりますので、一時、暫時休憩をお願いします。

○議長（秋山哲朗君） 今、議会の品位ということでお話ししようと思いましたがけれども、懲罰動議という事ができましたけども。これにつきまして、暫時休憩をしたいと思います。

午後0時02分休憩

.....

午後4時28分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

お諮りいたします。本日の会議時間は、会議規則第9条第2項の規定により、議事の都合によりこれを延長することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、議事の都合により会議時間を延長いたします。

先ほど、美祢市議会政和会の4名の議員から議長の私宛てに、議員坪井康男君に対する懲罰動議が提出されました。これを受け、美祢市議会は会派制をとっていることから、美祢市議会会議規則第157条に基づき会派相互の連絡調整を図ることを目的とし、また、これまでの慣例により会派代表者会議を開催をし、その後、議会運営委員会の開催をすることとしておりました。

その会派代表者会議の開催に当たり、坪井康男議員が友善会の会派代表者として出席をしておられましたので、このたびの懲罰動議が坪井康男議員自身のことであることから、他の友善会の方に交代をしてほしい旨を伝えたところ、坪井康男議員はこれに応じられないため、会派代表者会議を開催することができなかつたところであります。

つきましては、このたびは特別の事情ということで、美祢市議会がこれまでとってきた会派代表者会議の後に議会運営委員会を開催するという順序をとっておりましたが、速やかに議会運営委員会に対し、議員坪井康男君に対する懲罰動議について諮るようお願いをいたします。

この際、暫時休憩をいたします。

午後4時30分休憩

.....

午後7時57分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机の上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の1）及び議員坪井康男君に対する懲罰動議の2件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） お諮りいたします。

日程第8号を日程に追加し、先議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、日程第8を日程に追加し、先議することに決しました。

日程第8、議員坪井康男君に対する懲罰の件を議題といたします。

本件は、馬屋原議員ほか3人から会議規則第151条第1項の規定により提出されたものです。地方自治法第117条の規定により、坪井康男議員の退席を求めます。

〔3番 坪井康男君 退席〕

○議長（秋山哲朗君） この際、提出者から提案理由の説明を求めます。徳並伍朗議員。

〔徳並伍朗君 登壇〕

○16番（徳並伍朗君） それでは、議員坪井康男君に対する懲罰動議を読まさせていただきます。

美祢市議会議長秋山哲朗殿、発議者、美祢市議会政和会会長馬屋原眞一、竹岡昌治、徳並伍朗、猶野智和。

議員坪井康男君に対する懲罰動議、次の理由により議員坪井康男君に懲罰を科されたいので、地方自治法第135条第2項及び美祢市議会会議規則第151条第1項の規定により動議を提出します。

記、理由、平成26年第2回6月美祢市議会定例会本会議、平成26年6月26日木曜日開催において、坪井康男議員が議長に対して侮辱的及び脅迫的な発言並びに竹岡議員及び村田市長の私生活にわたる言論を行った。証拠は、本会議会議録テープ、別紙を参照にさせていただきたいと思います。その内容を精査した結果、秋山議長、竹岡議員、並びに村田市長の名誉と議会の品位を著しく傷つけた許しがたき発言である。よって、地方自治法第135条第2項及び美祢市議会会議規則第151条第1項の規定により動議を提出するものであります。

朝から多くの議員から意見が出されました。私たちは、市民の負託に応えるべく議会の正常化を図り、市執行部とともに市政発展のため、やむなく動議を出すことにしました。いらっしゃる議員の皆さん、特に共産党の議員さんには御賛同いただ

きますよう、厚くお願いを申し上げます。

以上、終わり。

〔徳並伍朗君 発言席に着く〕

○議長（秋山哲朗君） これにて提案理由の説明を終わります。

坪井議員から本件について一身上の弁明をしたいとの申し出があります。

お諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 異議なしと認めます。坪井議員の一身上の弁明を許可することに決定しました。

坪井議員の復席を許可いたします。

〔3番 坪井康男君 着席〕

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員に一身上の弁明を許可いたします。坪井議員、どうぞ。

○3番（坪井康男君） 私は、この美祢市議会は言論の府だと、こう認識しております。先ほど、私の懲罰動議の理由になっておる、本日の会議録を見させていただきましたが、私は何ら懲罰動議に値するような侮辱もしてませんし、あと非難もしてありません。脅迫的な発言もしてありません。ですから、粛々と言論の府に値するような言論を行ってきたつもりであります。

ここに、札幌高等裁判所の議員の無礼の言葉の基準について判決がございます。読み上げさせていただきます。無礼の言葉の基準として、札幌高裁の判決主旨でこのようにあります。自己の意見や批判の発表に必要な限度を超えて、議員その他の関係者の正常な感情を反発する言葉を言ったとしても、事件についての意見や批判の発言である限り、たとえその素地が痛烈であるがために他の議員等の正常な感情を反発しても、無礼の言葉に該当すると解することはできない。

つまり、これ、どういうことかといいますと、議会というのは言論の府であります。したがって、言論の自由が保障されています。その言論の自由が保障されている中で、多少言葉が激しく痛烈な言葉であったにしても、当然、議論の場です。その発言は無礼に当たらないと、非常に明快な判決が出ております。

きょう、私、この会議録抜粋をいただきました。どこが、私がそんなに個人的なことを言ったりしたんでしょうか。市長さんの個人的なことを、私、一つもきょう

言ってませんよ。したがって、もしこれに該当するようなところがあれば、きちんと御指摘いただきたいと思います。きょうは、市長さんのことは一切私言ってません。勝手に、竹岡議員さんが、自分で本日の議案と全く関係のない発言をされて、それから話が紛糾したと、そういうふうに理解をいたしております。

全く、この私の懲罰委員会、根拠がないものだど、強く主張して弁明といたします。

以上です。

○議長（秋山哲朗君） 坪井議員の退席を求めます。

〔3番 坪井康男君 退席〕

○議長（秋山哲朗君） これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。懲罰の議決については、会議規則第152条の規定により委員会の付託を省略することができないことになっております。委員会条例第6条の規定により、19人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、本件については19人の委員で構成する懲罰特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。この間に懲罰特別委員会の開催をお願いいたします。

午後8時07分休憩

.....

午後9時28分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

この際、事務局より諸般の報告をいたさせます。事務局長。

○議会事務局長（石田淳司君） 御報告いたします。

ただいま机の上に配付いたしましたものは、議事日程表（第4号の2）の以上1件でございます。

御報告を終わります。

○議長（秋山哲朗君） この際、御報告を申し上げます。

懲罰特別委員会の正副委員長が決まりましたので、申し上げます。懲罰特別委員会委員長に、荒山光広議員、副委員長に馬屋原眞一議員が就任されましたので、御報告申し上げます。

この際、暫時休憩をいたします。この間に懲罰特別委員会の開催をお願いいたします。

午後 9時29分休憩

.....
午後11時40分再開

○議長（秋山哲朗君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において馬屋原眞一議員、高木法生議員を指名いたします。

この際、会期の延長についてを日程に追加し、先議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期の延長についてを日程に追加し、先議することに決定しました。

日程第10、会期の延長についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を6月27日までの1日間延長し、18日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。よって、会期は6月27日までの1日間延長することに決しました。

お諮りいたします。本日の会議はこれまでとし、延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秋山哲朗君） 御異議なしと認めます。

なお、あすは午前1時30分から本会議を開きます。

本日は、これにて延会をいたします。

午後 11時42分延会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年6月26日

美祢市議会議長

秋山哲朗

会議録署名議員

高屋原真一

”

高木浩生